

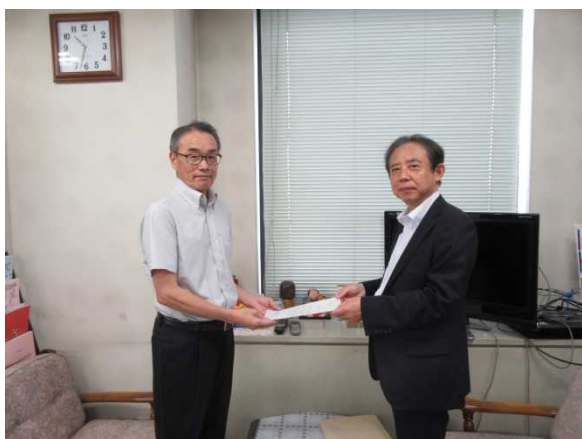
「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知について、県内の労使団体等に協力要請を行いました。



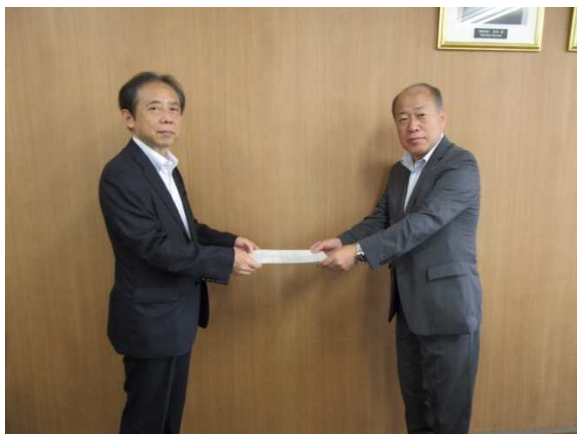
(一社)茨城県経営者協会沢畑副会長(左)に協力要請する福元局長(右)



連合茨城高木事務局長(左)に協力要請する福元局長(右)



茨城県商工会議所連合会ト部専務理事(左)に協力要請する福元局長(右)



茨城県商工会連合会野澤専務理事(右)に協力要請する福元局長(左)

福元茨城労働局長をはじめ労働局幹部職員は、平成30年8月3日から、県内の労使団体等に対して、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の内容を理解していただくよう協力要請を行いました。

今回の要請は、働き方改革実現のための一環として実施したもので、地域の事業主、特に我が県の雇用の9割(全国では約7割)を占める中小企業・小規模事業者に働き方改革の趣旨を理解していただき着実に取り組んでいただくことを目的としており、「時間外労働の上限規制」「年次有給休暇の確実な取得」「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止」などの取組への協力を求めています。

茨城労働局では、引き続き、過重労働や賃金不払い残業などを行う企業に対する監督指導を強化するとともに、働き方改革について関係労使団体や企業に向けて働きかけを行っていくこととしています。



茨城県中小企業団体中央会岩間専務理事(左)に
協力要請する福元局長(右)



茨城産業保健総合支援センター小松所長(左)に
協力要請する松本雇用環境・均等室長(右)

【主な要請団体】(順不同)

- ・ 一般社団法人 茨城県経営者協会
- ・ 茨城県商工会議所連合会
- ・ 茨城県商工会連合会
- ・ 茨城県中小企業団体中央会
- ・ 日本労働組合総連合会茨城県連合会
- ・ 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
- ・ 茨城県トラック協会
- ・ 茨城県建設業協会
- ・ 茨城県社会保険労務士会
- ・ 茨城産業保健総合支援センター
- ・ 公益財団法人 茨城県中小企業振興公社
- ・ 茨城県中小企業同友会